

滋賀県立琵琶湖博物館公的研究費取扱要領

(趣旨)

第1 滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）における、公的研究費の適切な管理および不正行為の防止に係る取扱いについては、「滋賀県立琵琶湖博物館における不正行為の防止等に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要領における用語の意義は、不正防止規程に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 研究代表者等 公的研究費における研究者本人若しくは研究代表者または研究分担者をいう。

(法令等の遵守)

第3 研究代表者等は、公的研究費の取扱いについては、本要領の定めによるほか、滋賀県財務規則等の関係条例および規則等、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令ならびに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

(応募の手続)

第4 研究者は職務に関連する研究課題について公募型研究事業に研究代表者として応募しようとするときまたは研究分担者として参画しようとする場合は、館長の承認を得なければならない。

2 館長は、前項の届出を受理したときは、当該研究を職務として実施するかどうかを決定する。

3 館長は、前項により職務として実施する旨の決定をしたときは、当該研究者に対し、当該公募型研究事業に応募または参画することを命じるものとする。

4 第2項により当該研究を職務として実施しない旨の決定をしたときは、当該研究者は当該公募型研究事業に応募または参画してはならない。

(応募決定に当たっての留意事項)

第5 館長は、第4第2項により、当該研究を職務として実施するかどうかを決定する際、博物館の研究計画に照らして博物館が行う研究として適当かどうかを判断するものとする。

(責任の所在)

第6 研究者等は、滋賀県職員倫理規程(平成9年10月28日滋賀県訓令第44号)を遵守し高い倫理性の保持に努めるとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、研究活動上の不正行為の防止に関して、不正防止規程第4条に定める統括管理責任者(副館長)の指示に従わなければならない。

3 第4第3項により公募型研究事業への応募または参画を命じられた研究者等は、不正防止規程第5条(2)および同第7条のコンプライアンス教育を受講するものとする。

また、研究者等は、滋賀県ならびに博物館が定める諸規則を遵守し、不正行為を行わない旨を記載した誓約書(様式第1号)を提出するものとする。

4 公的研究費の適正な使用に係る責任は、当該公的研究資金の交付を受ける者が負う。

(公的研究費の経理の委任)

第7 研究代表者等として公的研究費の交付を受けた研究者等は、館長にその経理を委任するものとする。

(公的研究費の経理担当者および経理事務)

第8 館長は、公的研究費の交付を受けたときまたは研究者から第7による委任を受けたときは、総務課長にその経理事務を行わせるものとする。

- 2 総務課長は、公的研究費を受け入れたときは、直ちに研究代表者等に通知するものとする。
- 3 総務課長は、公的研究費について、研究課題別に収支簿を備え、経費の項目別にその内容を明記して、収支を明らかにしておかなければならない。
- 4 公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口は、総務課科学研究費事務担当とする。

(公的研究費の保管)

第9 公的研究費は、原則として、研究課題ごとに金融機関に預託して保管するものとする。

(執行状況の確認等)

第10 総務課長は、公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究代表者等に対し、理由を確認の上、必要に応じて改善を指導するものとする。

(支出財源の特定)

第11 研究代表者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注しなければならない。

(旅費)

第12 公的研究費による旅行は、滋賀県旅費支給条例（昭和46年3月25日滋賀県条例第11号、以下「旅費条例」という。）に基づき旅行命令権者が発する旅行命令により行うものとし、その旅費は、公的研究資金から支給するものとする。

- 2 旅費の支給に必要な事項は、特に定めのあるものを除き、旅費条例等の例によるものとする。
- 3 博物館所属の研究者等は、事前に旅費管理システムにより研究部長の命令を受けなければならない。なお、海外出張については、副館長の承認を受ける必要がある。

また、博物館所属以外の者については、事前に旅行依頼簿を作成し研究部長の決裁を受けなければならない。

(物品の取扱)

第13 公的研究費により購入した物品のうち、県の規定で備品にあたるもの（3万円以上の物品）については、購入後ただちに県へ寄付することとする。研究者は備品寄付申出書を、支出依頼関係書類とともに総務課に提出する。

なお、研究者が退職等により、当該備品を滋賀県以外の研究機関で使用する必要が生じた場合は、返還を申し出ることにより、当該研究者に返還される。

- 2 換金性の高い物品（金券類、切手等）については、当該公的研究費の交付対象期間内に使用することが確実なものに限り購入が可能とし、研究代表者等は、当該物品の受払簿等を備えて使用状況を適

切に把握しなければならない。

(発注及び検収等)

- 第14 公的研究費による契約にかかる発注および検収については、原則として、研究代表者等の依頼により、総務課職員が行うこととする。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行の観点から必要がある場合は、1件5万円未満の契約に限り研究者による発注を認めるものとする。その場合、当該発注を行う研究者は、発注する相手方を選択するにあたっての公平性や発注金額が適正であるかどうかについて、説明責任や弁償責任等、会計上の責任を負うものとする。
- 2 物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合で、一部の物品等について検収業務を省略する場合は、定期的に抽出による事後確認を実施するものとする。
 - 3 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、県費の検収に準じて行うものとする。

(業者からの誓約書)

- 第15 館長は、公的研究費の執行に当たり、年間50万円以上の取引が見込まれる業者に対して、博物館が関係する入札の執行、契約の履行等に関与する者から、不正に関与しないこと等を明記した誓約書（様式第2号）を徴収することとする。
- 2 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱等に基づき、競争入札の参加資格申請において、当該資格を有する者は、前項の誓約書に相当するものの提出があったものとみなす。
 - 3 不正な取引を行った業者への対応は、前項の要綱等、滋賀県で定める諸規則に従う。

(研究協力者の雇用)

- 第16 研究者等は、非常勤の研究協力者を雇用しようとする時は、半期毎に研究部長に対し、雇用予定を届出しなければならない。
- 業務の進捗状況等により雇用内容に変更が生じた場合は、速やかに研究部長の承認を受け、総務課に報告しなければならない。
- なお、非常勤の研究協力者に係る勤務状況確認等の雇用管理は、総務課において行うこととする。

(支出完了時期)

- 第17 支出は当該公的研究費に係る実績報告書等の提出に支障のないよう完了し、額を確定しなければならない。

(間接経費の活用方針)

- 第18 間接経費は、「競争型資金の間接経費の執行に係る共通指針について（平成13年6月4日付け13文科振第361号文部科学省研究振興局長通知）」の趣旨を踏まえ、博物館の研究環境の改善を図るために必要な経費として活用する。

(間接経費の受入)

- 第19 公的研究費の交付内定に伴い、間接経費の交付内定を受けた研究代表者等は、譲渡申出書を館長あてに提出し、総務課長は県予算に繰り入れるものとする。

(間接経費の配分等)

第20 間接経費は、博物館の研究環境改善および職員費等に充てるものとする。

- 2 間接経費は、当該研究の直接経費に充ててはならない。
- 3 間接経費は、交付機関別に、他の経費と区分して経理を行うものとする。
- 4 間接経費の使途実績は、交付機関が定める期日までに当該交付機関が定める様式により報告するものとする。

(間接経費の返還)

第21 既納の間接経費はこれを返還しない。ただし、措置研究を行う研究代表者等の異動等に伴い、当該研究代表者等が既納の間接経費の全部または一部を交付機関に返還しなければならない場合は、この限りではない。

(内部監査)

第22 公的研究費の収支事務の検査は、毎年度定期的に、館長が自らを長とし、総務課から1名、研究部から1名を指名して監査体制を組織し、前年度に交付された公的研究費について、次の各号に掲げる検査を行うこととする。ただし研究部の監査員は、当該年度の科研費を交付されていない者から指名することとする。

- (1) 前年度に交付された公的研究費の全件数の3割程度を対象とした、会計書類の形式的要件の検査
- (2) (1)のうちの一部を対象とした、納品後物品の現物確認、関係者へのヒアリング等のリスクアブローチ検査

(関係書類の保存)

第23 公的研究費および間接経費に係る書類は、交付を受けた年度の終了後5年間保存するものとする。

第24 この要領に定めるもののほか、必要な事項は館長が定めるものとする。

附則

この要領は平成28年7月1日から施行する。

様式第1号（第6関係）

平成 年 月 日

誓 約 書

滋賀県立琵琶湖博物館長 あて

所 属
氏名（自署）

私は、滋賀県立琵琶湖博物館の構成員として、以下の事項について誓約します。

1. 滋賀県ならびに滋賀県立琵琶湖博物館が定める諸規則を遵守すること。
2. 研究活動等における不正行為不適切な行為を行わないこと。
3. 諸規則に違反し、不正行為および不適切行為を行った場合は、滋賀県が定める諸規則に従う処分、法的な責任を負うこと。

様式第2号（第15関係）

平成 年 月 日

誓 約 書

滋賀県立琵琶湖博物館長 あて

所在地

商号または名称

代表者氏名

印

滋賀県立琵琶湖博物館に係る入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、以下の事項について誓約します。

1. 滋賀県の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 滋賀県立琵琶湖博物館の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含む、いかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 滋賀県立琵琶湖博物館の構成員等から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報すること。